

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年8月11日 政策調整会議	
開 催 日 時	午前 9時02分から 平成26年8月11日(月) 午前10時39分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	重岡危機管理監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、 薮塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道 部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内 田監査委員事務局長、神田市長公室次長兼政策企画課長（田中市長公 室長代理） （担当課1） 大瀧政策企画課専門員兼政策企画係長 （担当課2） 麦田保育課長、平塚同課長補佐、玄順同課保育総務係長、同課保育係 橋主任 （事務局） 佐藤政策企画課主幹兼課長補佐、同課同係小曾根主任	
会 議 内 容	1 朝霞市行政評価結果報告書について 2 朝霞市保育の必要性の認定に関する条例について 3 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例について 4 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例について 5 朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例につ いて	
会 議 資 料	・朝霞市行政評価結果報告書 ・朝霞市保育の必要性の認定に関する条例 ・朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例 ・朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期 間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 朝霞市行政評価結果報告書について

【説明】

（担当課 1：大瀧）

「朝霞市行政評価結果報告書」は、これまで9月議会の公表前に、各部に大柱のまとめ部分を最終確認していただいているが、今年度から、より分かりやすくしていくことと、精度を高めるため、報告書全般に対してもご確認いただきたいと考え、この報告書を政策調整会議に諮ることとした。

まず、事前に各部へ照会した結果について報告する。

7ページ以降、大綱ごとの各大柱のまとめであるが、総務部、危機管理監、市民環境部、健康づくり部、都市建設部、学校教育部からの指摘があり、修正した。詳細は「行政評価結果報告書 修正箇所」を後ほどご覧いただきたい。

なお、生涯学習部の「スポーツ・レクリエーション」については、「策定し」という表現を「基づき」に改めて、政策企画課において表現の統一を図っている。

次に、報告書全般に対する意見はなかったことを報告する。

したがって、この内容で「平成26年度朝霞市行政評価結果報告書」の確認を完了し、この会議の後に市長の決裁を経て、9月議会並びに対外的な公表をしてもよろしいか、審議をお願いしたい。

【意見等】

（内田監査委員事務局長）

5ページの表の計と、4ページの文章内の数値が違っている。

7ページのグラフについて、下の数値が表示されていない。

7ページ以降のグラフの書体等が統一されていない。

（担当課 1：大瀧）

整合を取って修正する。

（内田議会事務局長）

7ページのグラフ内のカッコ書きの数字を、文章と同じように丸で囲んだ数字に統一した方がよい。

7ページ以降の文言の表記が統一されていないものがある。

（事務局：佐藤）

再度精査する。

（島村生涯学習部長）

「重点化」「内容の見直し」の考え方を整理したほうがよい。

（神田市長公室次長兼政策企画課長）

全庁的に統一を図り、来年度からその考え方を生かしていく。

【結果】

修正したものを再確認することとする。

【議題】

2 朝霞市保育の必要性の認定に関する条例について

【説明】

(担当課2：麦田)

本日政策調整会議にお諮りする4つの条例は、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度に伴うものである。

まず、2枚つづりの資料について説明する。

1枚目の1番の「施設型給付」「地域型保育給付」の創設について、今まで幼稚園、保育園、家庭保育室に対する補助制度がそれぞれ別のものだったが、新制度では共通のものとし、国・県・市が運営費の補助を行うことになる。

3番は、今回の条例では、放課後児童クラブを充実させるという内容である。

2枚目の地域型保育給付については、市町村で認可することになる。認可のための条例が「朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」である。

今後は施設ではなく個人が給付を受けることになり、認定区分が1～3号までである。その認定をするための条例が「朝霞市保育の必要性の認定に関する条例」である。

給付の対象となる施設であるかどうかを市が確認するが、そのための条例が「朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」である。

また、放課後児童クラブの設置及び管理についての基準を市で定めることになっており、その条例が「朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例」である。

(担当課2：平塚)

「朝霞市保育の必要性の認定に関する条例」の概要について説明する。

新制度においては、保育園等の施設を利用するにあたり、保育の必要性について、「認定」を受けなければならない。

従来は、保育園の入園申請手続きと一体化していたものだが、入園申請とは独立した手続として、保育園等を利用しようとする保護者は、「保育の認定」を受けることが必要となった。

この認定については、「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村が保育の必要性を認定する仕組みとなっているため、既存の児童福祉法に基づく「朝霞市保育の実施に関する条例」は廃止して、改めて、本条例を新たに制定するものである。

本条例の内容については、保育園等の施設を利用するにあたり、保育が必要な事由及び保育必要量の区分等を規定している。

第2条の保育の必要性の認定事由について、現在の保育の必要事由は、「昼間労働することを常態とした就労」、「妊娠・出産」、「保護者の疾病・障害」、「同居親族の介護」、「災害復旧」等の項目が国から示されているが、新制度での保育の必要事由は10項目が示されている。

まず、変更された事由は、昼間の労働することを常態としたものだけを就労としていたが、パートタイムや夜間等基本的にすべての就労に対応することになったこと、また、親族の介護に、看護が追加されたことである。

新たな事由として、①起業準備も含めた保護者の求職活動、②職業訓練を含む就学、③児童虐待や家族へのDVのおそれがあること、④育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもの継続利用が追加された。

なお、今回、国が示した保育事由については、現時点においても、本市では保育が必要な理由として取り扱っているので、新たに示された事由は、適当なものと考えているため、そのまま条例に規定している。

また、本条例では、保育の必要時間についても規定している。第4条の保育必要量の区分についてである。保育の必要量の区分については、新制度では、保育標準時間と保育短時間の2区分が設けられている。フルタイムの就労を想定した11時間程度の保育標準時間と、パートタイム等を想定した8時間程度の保育短時間となり、いずれかの区分量で施設を利用することとなる。

最後に、第5条については、補足規定であり、必要となる事項について別に定めることができるものである。

本条例の内容については、子ども・子育て支援法施行規則の内容を本条例で規定しているが、子ども・子育て支援法施行規則の詳細な取扱い通知等については、別途改めて通知されることになっている。

このため、国から詳細な内容が示された段階で規則を制定していきたいと考えている。

【意見等】

(佐藤市民環境部長)

幼稚園に入るときも認定が必要なのか。

(担当課2：麦田)

必要であるが、新制度に移行する幼稚園と、移行しない幼稚園がある。

(佐藤市民環境部長)

市内の状況はわかるか。

(担当課2：麦田)

調査の結果、市内の幼稚園は新制度には移行しない。

(佐藤市民環境部長)

では、今までどおり自由に選択できるのか。

(担当課2：麦田)

そうである。

(島村生涯学習部長)

第3条に当てはまれば認定するのか。

(担当課2：麦田)

該当する方から申請があれば、認定を行う。

(内田議会事務局長)

第3条第1号で、64時間以上とした理由は何か。

(担当課2：麦田)

現行の制度を踏まえた（1日4時間以上、週4日以上、月4週以上の就労）。

国からは48～64時間の範囲で、市で決めるようにとされている。

(薮塚健康づくり部長)

国の解釈基準と違う点はあるのか。

審議会等に諮った経過を教えてください。

パブリック・コメントを実施する予定はあるか。

(担当課2：麦田)

朝霞市は国から示されたものと同じように作っている。国で条例を義務付けてはいない。

朝霞市子ども・子育て会議に、基準についてこのような内容で条例化していくと問いかけをして、ご意見をいただいた。

国の動きが遅く、条例もやっと出来てきたところなので、パブリック・コメントをする時間がない。

(細沼会計管理者)

第3条第2号は、規則で期間が定められるのか。

(担当課2：麦田)

規則化する予定である。現行では第9号まで要綱で定めている。国から通知が来ないと規則が作れないので、現行のものを資料として用意する。

(田中水道部長)

来年のスタートまでに国から指示がなかったら、現行のものに準じて行うのか。

(担当課2：麦田)

そうである。

(小林総務部長)

条例だけでなく、規則の考え方を示す必要があるので、参考資料として添付する必要がある。

(柳原都市建設部長)

第3条第2号の文末について、「。」が抜けている。

第3条第11号の「市長が必要と認めること」について、国の準則に基づいて入れたのか、独自で入れたのか。また、どのようなことを想定しているか。

(三田福祉部長)

準則に基づいている。規則でも定めるため、想定は難しい。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

【説明】

(担当課 2 : 平塚)

現在、幼稚園、保育園、認定こども園の事業を運営するための認可については、県で行っており、今後も引き続き県が認定していくが、家庭的保育事業等の認可は市で行うことになった。そのための認可基準を定めた条例である。

定員数や保育の実施場所等により、①家庭的保育事業、②小規模保育事業、③居宅訪問型保育事業、④事業所内保育事業の4つの事業形態からなっており、総称して家庭的保育事業等と言う。①家庭的保育事業は、家庭的保育室において5人以下の乳幼児を対象に保育を実施する事業である。②小規模保育事業は、テナントビルの一室等を使って6人から19人の乳幼児を保育する事業である。職員の配置基準等については、A型、B型、C型に分かれている。③居宅訪問型保育事業は、利用する保護者や子どもの居宅において、保育士と子どもが1対1となるのを基本とする、きめ細やかな保育を実施する事業である。ベビーシッター等はこの事業に位置付けられることになる。④事業所内保育事業は、数人から数十人程度の乳幼児を、企業が仕事と子育ての両立支援策として、事業所において保育を実施する事業である。なお、この事業は、企業の従業員以外に地域の子どもにも保育を提供することとなっており、従業員の子どものみを受け入れる場合は対象とならない。

この条例における独自の基準について、1点目は第30条第2号及び第5号の乳幼児の面積基準である。現在、朝霞市では0歳から3歳までの乳幼児の保育面積を3.3平方メートル以上としており、この条例でも現行の面積基準を維持していきたいと考えている。

2点目は、保育を実施する部屋の階数である。本来、保育室は2階以上も可能となっているが、第30条第7号にあるとおり、原則1階としていきたいと考えている。

3点目は、第14条の虐待等の通告等である。虐待を受けたと思われる乳幼児を発見した場合は、保育室等は市へ通告する必要がある。

4点目は、第24条第3号の家庭的保育事業で、2階以上に部屋を設ける場合は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第9号の3に規定する準耐火建築物であるため、避難に有効な設備を有することが必要であることである。

【意見等】

(佐藤市民環境部長)

第30条で、幼児1人につき3.3平方メートル以上としているが、国の基準はどうなっているか。

小規模保育事業所B型・C型には、基準はないのか。

(担当課 2 : 平塚)

現在国で行われているA型・B型の0・1歳児は3.3平方メートル、2歳児は1.98平方メートル、C型の0～2歳児は3.3平方メートルである。

A型は、全員が保育士の資格を有していることが条件である。B型は、保育士と保育従事者（県や市で研修を受けた者）がそれぞれ2分の1以上いることが条件である。C型は家庭的保育補助者（資格は保有していない）である。

(田中水道部長)

A～C型で補助金が違ってくるのか。

家庭保育室のうち、現在、基準に満たないところはあるのか。

(担当課 2：麦田)

公定価格に差があるため違ってくる。

7月に家庭保育室に意向を調査したところ、ほとんどが小規模保育施設を希望した。人的配置等を満たせば、小規模保育施設になれる。

(佐藤市民環境部長)

どのくらいの施設があるのか。申請があれば認定するのか。

(担当課 2：麦田)

家庭保育室は20か所あり、そのうち6か所は保育園に、10か所は小規模保育施設に移行したいと希望している。4か所は移行を見送る。

(三田福祉部長)

5年間の猶予期間にどうするかを考えることになっており、まだどうするか決めていないのが4か所で、この条例で定めるのは10か所である。

(内田議会事務局長)

4か所については、現行のままだと何か不都合が生じるのか。

(担当課 2：麦田)

新しい制度に移行した方が、得られる補助金が多い。

従来の家庭保育室は利用者と独自で契約するが、新制度に移行すると、市が申請を受け付け、利用調整を行うことになる。

(内田議会事務局長)

4施設の補助金が少なくなると、保護者にも影響があるのか。

(担当課 2：麦田)

現行でも保護者の負担軽減のため補助をしているが、家庭保育室の方が保育園より保育料が高い。市が出す補助金は47,000円が上限だが、家庭保育室は80,000円程度のところもあり、その差額は保護者の負担になる。

(内田議会事務局長)

家庭保育室の経営を圧迫することにはならないか。

(担当課 2：麦田)

現行の保育料で、人数もそれなりに増えれば圧迫することはない。

(三田福祉部長)

旧制度の施設を使っても、保護者の負担は今年度と変わらない。新制度の施設を使った方が、国、県、市の費用負担が増える分、保護者の費用負担は減る。

(担当課 2：麦田)

新制度では、市が保育料を決めることになる。

(田中水道部長)

市が定めた金額が安いと、事業者が新制度に移行しない場合もあるのか。

(担当課 2：麦田)

事業者に入るお金は国が定めた公定価格なので、市が定めた金額は影響しない。

(島村生涯学習部長)

利用者の費用負担が大きくなるから、4施設は早く新制度に移行してほしいというのが市の考えか。

(担当課2：麦田)

そのままの体制で続けた後にやめようと考えているところもあり、事業者によってなぜ移行しないかの理由が違う。

(三田福祉部長)

県が5年間のうちに補助金をやめる予定である。やめると市民の費用負担が増えるので、新制度に移行するか、やめるか、選択肢を迫られることになる。

(田中水道部長)

新制度の方が市の費用負担が多いのか。国からは出ないのか。

(担当課2：麦田)

国からもそれなりになるが、市の費用負担は増える。

(内田議会事務局長)

この制度はいつから施行されるのか。事務量が増えるが、耐え得るのか。

(担当課2：麦田)

平成27年4月からである。入園申請と認定申請は同時に行う予定である。保育園に申し込んだ人が入れなかった場合、家庭保育室に入るので、それほど変わらず耐え得ると考えている。

(内田監査委員事務局長)

第26条の保育時間について、「市長との協議により定めるものとする」を入れた背景は何か。

(担当課2：麦田)

市としては11時間の保育を求めているためである。

(田中水道部長)

時間外でも保育料が同じだが、保育料を見直す予定はあるか。

(担当課2：麦田)

平成27年度に向けて見直す予定である。延長保育については整理しきれていないので、今後検討していく。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

4 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

【説明】

(担当課2：平塚)

2枚つづりの資料の2枚目に、施設型給付と地域型保育給付が記載されているが、給付対象となるためには、県や市の認可に加え、市がこれらの施設や事業を確認することが必要となる。確認するのは施設運営が適切になされているかであり、その運営基準を市が定めることになるため、この条例を制定するものである。

主な内容は、施設や事業の利用定員や、提供する教育・保育の内容、入園の際の選考方法、事故発生の防止及び発生時の対応等である。

第6条において、保護者の利用申込みに応じる際は、定員に空きがない場合や定員を上回る申し込みがあった場合等の正当な理由がなければ、拒んではならないこととしている。定員を上回る場合は、公正な方法により選考しなければならないと明示している。

第24条から第26条までは、子どもの適切な処遇について規定している。

第27条は秘密保持等の規定である。

第30条は、教育・保育に関する苦情に対応しなければならないことを定めた規定である。市が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善をすることも含め規定するものである。

【意見等】

(田中水道部長)

「虐待等の通告等」がないのはなぜか。入れた方が良いのではないか。

(担当課2：麦田)

この条例は、県あるいは市が認可したものを、市がさらに確認するものである。これは省令のとおりである。

(三田福祉部長)

入れた方が適当かどうか、検討する。

(内田議会事務局長)

現行は市独自の基準があるのか。現行施設は全て基準を満たしているのか。

(担当課2：麦田)

独自の基準はない。既存の施設は基準を満たしているとみなす。新たに出来た施設を確認していく。

(内田議会事務局長)

新たな施設が条例の適用となるのか。

(三田福祉部長)

新たな施設は、調査、確認の後に確認書を出す手続きになるが、既存の施設は細かい手続きが省かれる。

(細沼会計管理者)

今ある幼稚園はこれまでどおりとのことなので、条例を適用しないことになるのか。

(三田福祉部長)

朝霞市の幼稚園は移行しないという意向なので、適用しない。移行する場合は、基準を満たしているとみなすことになる。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

5 朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例

【説明】

(担当課2：玄順)

本条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童クラブ事業の設備及び運営に関する基準を定めることとするために、新たに制定するものである。

内容については、放課後児童クラブ事業に従事する者及びその員数、並びに設備基準について定めるものとなっており、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定により、放課後児童クラブ事業に従事する者及びその員数については、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については基準省令で定める基準を参酌して定めるものとなっている。

従うべき基準は第8条第4項から第6項及び第8項となっている。それ以外は、参酌すべき基準となっているが、本条例では、全て省令どおりの基準となっている。

独自の基準については、第13条の虐待の通行等を追加している。

施行日については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からと考えている。

【意見等】

(佐藤市民環境部長)

市長への委任規定がなくて良いか。

(担当課2：麦田)

委任規定はなくて良い。

(柳原都市建設部長)

概要資料の「2 条例案の概要」の書き方について、他の資料と統一した方が良い。

(担当課2：麦田)

修正する。

(薮塚健康づくり部長)

第2条に「定義」とあるが、他の条例では「意義」となっているので統一した方が良い。

第15条第2項に「5年間保存」とあるが、市の基準と合わせてあるか。

パブリック・コメントは実施する予定があるか。

(担当課2：麦田)

「定義」については、修正する。

保存年限は、市の基準に合わせてある。

パブリック・コメントは実施しない。

(内田議会事務局長)

以前、議会で放課後児童クラブの設備に関する質問と答弁があったが、これと関連するのか。また、トイレの位置については、定めているか。

(担当課２：麦田)

今までは、県の運営基準に合わせており、議会でのやりとりもそれに関してであった。新条例も県の運営基準とほぼ同じものである。違う点は、今まで集団規模が７０人以下だったが、４０人以下とすると省令で定めている点である。

トイレの位置については、明確な基準はない。

(佐藤市民環境部長)

先ほど市長への委任規定がなくて良いとのことだったが、第８条８項等の「市長が認める場合」が何かについて、規則等で定めるために委任規定が必要ではないか。

(小林総務部長)

要綱や基準を市長まで決裁すれば可能である。

(三田福祉部長)

文書法規係に確認する。

(柳原都市建設部長)

第９条第２項の面積は、県の運営基準と同じか。厚生労働省令も同じか。

(担当課２：麦田)

同じである。

(細沼会計管理者)

第８条第７項に「おおむね４０人以下とする」と記載されているが、対応できるか。増築をするのか。

(担当課２：麦田)

パーテーションで対応し、増築はしない予定である。

(柳原都市建設部長)

指導員数は増えるのか。

(担当課２：麦田)

指導員数は増える見込みである。

(内田議会事務局長)

職員の経過措置について、平成３２年３月３１日までとなっているのは、何の年月日か。それ以降は経過措置がなくなるので、職員としての資格を満たさなければいけないのか。

(担当課２：玄順)

新制度の計画期間の終了が平成３２年３月３１日までで、それまでが経過措置となる。それ以降は、職員としての資格を満たす必要がある。

【結果】

一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

【閉会】